平成25年度横浜市自動車事業会計予算

(総 則)

第1条 平成25年度横浜市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

車両数 年間走行キロ 年間輸送人員 ^{1日平均}輸送人員 (1) 一般乗合 783両 30,133,000km 120,192,000人 329,300人 (2) 市内遊覧 3両 27,000km 16,000人 44人

(3) 貸 切 14 両 377,000km 1,049,000人 2,900人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

			収			入	
第1款 自	動	車事	業	1 収	益		21, 412, 993 千円
第1項	営	業		収	益		20,534,406 千円
第2項	営	業	外	収	益		878, 587 千円
			支			出	
第1款 自	1 動	車	事	業	費		21, 116, 532 千円
第1款 自 第1項		車業	事	業 費	費 用		21, 116, 532 千円 20, 308, 916 千円
		•	事外				
第1項	営	業	-	費	用		20, 308, 916 千円
第1項 第2項	営営	業業	-	費費	用 用		20, 308, 916 千円 569, 729 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,809,798千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)。

収 入 第1款 自動車事業資本的収入 1, 120, 230 千円 第1項 倩 1,086,000 千円 企 業 第2項 玉 庫 補 助 金 11, 130 千円 第3項 一般 会計補助金 23,100 千円 支 出 第1款 自動車事業資本的支出 3,930,028 千円 第1項 建 設 改 良 費 2,096,141 千円 第2項 企 業 倩 償 環 1,833,887 千円 金 (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次 のとおりと定める。

 事
 項
 期
 間
 限 度 額

 設備改良工事
 平成26年度から 平成27年度まで
 545,000千円

(企業債)

- 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
 - (1) 起債の目的 バス車両の購入費等に充てるため。
 - (2) 限 度 額 1,086,000 千円
 - (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。

- イ 起債の時期は平成25事業年度。ただし、その 全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起 債することができる。
- (4) 利 率 年 5.0%以内
- (5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年 以内に償還する。ただし、本期間中、未償還 額の範囲内において借り換えることができる。 イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件 による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び 営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、 593,176千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、500,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類 名称数量

(1) 取得する資産 車 両 バス車両 54両

平成25年 2 月15日提出		
	横浜市長林	文 子